

## マイナンバーカード 休日特設窓口

★マイナンバーカードの申請がお済みで、交付通知書が届いた方の受け取りに必要な手続きを休日に、次の日程で行います。

### 実施場所・実施日時

市役所本館 1階 ※入り口は本館東側通用口から  
3月24日(日)・5月3日(金・祝)  
午前9時～正午まで

なお、この休日の手続きの際は、下記の必要書類を本人が持参し、できあがったマイナンバーカードとの顔確認をして、翌開庁日に簡易書留で送付する手続きを行います。  
(※その場でマイナンバーカードはお渡しできません。)

### マイナンバーカードの受け取り手続きに必要なもの

- ①マイナンバーカード交付通知書 (はがきサイズの白い通知書)  
裏に、住所および氏名を記入してください。
- ②本人確認書類  
1点で可：運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き) など  
2点必要：健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証・医療受給者証など
- ③暗証番号記入用紙 (4つの暗証番号を記入してください。)
- ④通知カード (あれば持参してください。)



●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

## 3月1日から戸籍制度が変更になりました

戸籍法の一部改正により戸籍の広域交付が開始されました。また、戸籍届出時の戸籍添付が不要となりました。

### 戸籍の広域交付

本籍地のみで交付を行っていた戸籍請求が、お住まいの市区町村の窓口で請求可能となりました。

### 【広域交付で戸籍を請求できる方】

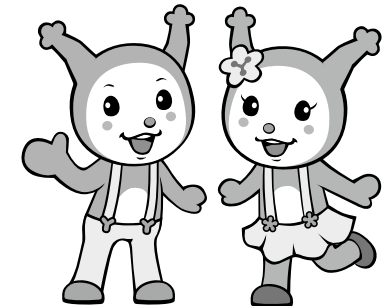
- 本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母) および直系卑属(子、孫)
- ※亡くなった配偶者の婚姻前の戸籍は、請求できません。
- 令和6年2月26日付法務省民一第505号通達により請求できるようになりました。
- ※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍は、請求できません。
- ※委任による請求はできません。
- ※郵便による請求はできません。

### 【請求に必要なもの】

- 窓口に来られる方の顔写真付きの本人確認証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- \*官公署が発行した顔写真付きの証明書に限ります。顔写真付きの本人確認証明書をお持ちでない方は、広域交付の請求はできませんので、本籍地の市区町村へ請求してください。
- \*有効期限のある本人確認証明書は、有効期間内のものに限ります。

### 【広域交付対象外の証明書】

- ・戸籍の附票
- ・戸籍抄本(個人)
- ・コンピューター化されていない戸籍
- ・DVなどによる支援措置対象の戸籍
- ・戸籍廃棄済証明書



### 【請求に当たっての注意事項】

- ・支所で請求する場合は、市民課で広域交付戸籍を発行してから支所で交付しますので、請求から交付まで1週間前後かかります。
- ・戸籍連携システムの関係で請求当日に交付ができない場合があります。
- ・戸籍届出を本籍地以外の市区町村で届出された場合、戸籍記載に1～2週間かかりますので、亡くなった方の相続手続きで戸籍請求される場合は、広域交付までに2週間以上必要な場合があります。

### 戸籍届出時の戸籍添付省略

本籍地以外の市区町村で戸籍届出を行う場合でも、戸籍の添付が不要となりました。

●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

### 消費者ひろば

「無料から自動的に有料に移行する「サブスク」に注意を！」  
インターネットによる動画や音楽の配信サービスなどについて、無料だと思って申し込んだり、一定期間を過ぎると自動的に有料に移行することがあります。

気が付かないうちに、サブスク(※)で料金を支払ってしまふことのないよう、契約解除の手続きとして、いつまでに何をしなければならぬのかしっかりと確認しておきましょう。スマホアプリで申し込んだ場合は、アプリで削除しても契約自体が解除されるわけではありませぬので注意してください。

なお、申し込み時の最終確認画面が消費者を誤認させる表示であり、これを誤認して申し込みをした場合は、申し込みを取り消すことができる場合があります。

※「サブスク」は、サブスクリプションの略で、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのこと。

### 問い合わせ

市消費生活センター(生活あんしん課内)  
消費者ホットライン  
☎36-11840  
FAX22-2245  
☎188